

『伊万里讃歌 八章 終詩』

伊万里伊万里と呼んでこらん
ふるさと伊万里が返事する
おお これが君のふるさと
君らの父祖を育てたくにだ
山々が並び 川は海へと
伊万里の湾がはらとひかる

※写真は歌のイメージです

特集

8月は同和問題啓発強調月間です

～自分を見つめてみましょう～

●問合先 生涯学習課人権・同和教育係 (☎☎3186)

人には誰しも故郷があります。生まれ育った場所に、愛情や誇りを持って生活しています。言うまでもなく、人は生まれる場所を選ぶことはできません。あたりまえの話です。

それなのに、私たちが暮らすこの社会には、この『あたりまえ』のことを口実にした差別があります。生まれた場所や育った場所、住んでいる場所など、いわゆる住所で人の値うちを差をつける『部落差別』です。部落差別は人生を奪います。例えば、優れた能力がありながら就きたい職業への道を閉ざされたり、世間体を気にする周囲によって愛を引き裂かれるなど、部落差別によって引き起こされるさまざまな人権侵害は『同和問題』と呼ばれ、人権の世紀と期待された21世紀においてもおなじく、日本における重大にして最も深刻な社会問題です。同和問題は、因習によって世代を超えて引き継がれてきた、日本固有の人権問題であり、なくさなければならぬ日本人の負の文化です。同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ません。

8月は同和問題啓発強調月間です。この機会に自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

あなたも参加してみませんか

同和問題啓発強調月間中の催し

2019 同和問題講演会

同和問題に向き合うきっかけとして、市では『同和問題講演会』を開催します。

日時

8月27日(火)

午後1時30分～3時25分

場所

市民センター 文化ホール

講師

タレント スマイリーキクチさん

入場
無料

《講師プロフィール》

東京 北千住生まれの下町育ち。この笑顔とおだやかな口調ながら、するどい切り口のトークが特徴。また自身のネット中傷被害の経験を生かし、講演活動を行っている。平成5年1月コンビ『ナイトシフト』結成。平成6年6月解散。現在は一人で活躍中。

※手話通訳・要約筆記を行います。

※託児所がありますので、利用する人は

8月16日(金)までに下記へ申し込んでください。

●申込先 生涯学習課 (☎③3186)



演題 インターネットと 人のかかわり合い

- 日時 8月7日(水)
午後2時～4時30分
- 場所 佐賀市文化会館大ホール(佐賀市)
- 入場料 800円
- 演題 『部落問題の今と、これからの人権教育』
- 講師 武田 緑さん
(Demo代表、教育コーディネーター)
- 問合せ 佐賀県人権・同和教育研究協議会事務局
(☎0952②6434)

佐賀県人権・同和教育研究大会(全体会)
『誰もが生まれてきてよかったと
思える社会をめざして』

- 日時 8月29日(木)
午後1時30分～3時20分
- 場所 武雄市文化会館大ホール(武雄市)
- 入場料 無料
- 演題 『部落差別解消推進法と同和問題
～人権教育・啓発の課題を考える～』
- 講師 石元 清英さん(関西大学名誉教授)
- 問合せ 佐賀県人権・同和对策課
(☎0952②7063)

佐賀県同和問題講演会

知っていますか？部落差別解消推進法

平成28年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行され2年余りが経過しました。

この法律が制定された背景には、大きく3つの理由があります。

- <1>インターネットの普及によって部落差別が拡大し悪質化していること
- <2>就職や結婚に関する身元調査を目的とした差別事件が後を絶たないこと
- <3>解決したわけでもないのに『同和問題は過去の問題』という誤った意識が広がっていること

私たちは、法律を制定しなければならないほど深刻な部落差別が^{しんし}続発している現実を受け止めなくてはなりません。

部落差別解消推進法の主な内容

1 部落差別は過去の問題ではありません

部落差別は許されない『社会悪』です。一日も早く解消しなければなりません。

2 部落差別の解消は私たち一人一人の課題です

部落差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。一人一人が正しい理解と認識を深める必要があります。

3 部落差別の解消は行政の責務です

国や地方公共団体は、部落差別の解消へ向けた効果的な施策を行います。

4 部落差別を受けた人への相談体制を確立します

部落差別の被害者が泣き寝入りすることがないように、国や地方公共団体は、的確に対応できる相談体制を整備します。

5 部落差別に重点を置いた人権教育を展開します

部落差別は日本固有の人権問題であり、なくさなければならない日本人の『負の文化』です。部落差別の解消なくして、日本における人権問題の解決はありません。

6 これまでの取り組みの効果を検証します

現在（いま）を知らずに未来は語れません。国や地方公共団体は、これまでの取り組みの成果や問題点を検証し、今後の指針とするための実態調査を行います。

登録しましょう。
本人通知制度

就職や結婚の際に相手の本籍地や家族状況などを調べる身元調査は、極めて深刻な人権侵害行為です。近年、一部の人が住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得し、調査会社などに販売する事件も起きています。市では、皆さんの個人情報を守るため、住民票の写しや戸籍謄本を本人や家族以外の第三者に交付した場合にお知らせする『本人通知制度』を実施しています。

なお、この制度を希望する人は、事前に登録申請を行う必要があります。詳しくは、市民課へ問い合わせてください。

● 問合先 市民課窓口係

(☎ 23 2 1 4 3)



いま、あなたに伝えたいこと

《差別とは》

差別とは、差別をする人が自分に都合のいいことを正当化するために、理由にならないことを口実にした、命を奪う言いがかりのことです。差別は、差別をする人がいるから起ります。つまり、差別をする人が、差別する理由を作っているのです。

《差別は見ようとしなければ見えません》

『見えない』ことと『無い』ことは違います。差別は見ようとしなければ見えません。

《差別は自然にはなくなりません》

自分が知らないから差別はないと考えず、差別がどこに隠されているのかを見抜く力を身に付けることが大切です。そのためには、さまざまな学びの場を通して正しい理解と認識を深め、確かな人権感覚を育むことが必要です。

《差別は自然にはなくなりません》

「そつとしておけば差別はなくなる」、「知らない人に教えるから差別がなくならない」そう考える人は少なくありません。いわゆる『寝た子

を起こすな』という考え方で、一見正しく聞こえますが、この考え方が正論であるためには、誤ったことを教える人がいないことが前提になります。

人は正しい知識を持たない場合、疑うことなく誤った情報を信じる傾向にあります。私たちが生活する社会には、インターネットの普及によってさまざまな情報があふれています。誤った情報に惑わされ

ないために、同和問題を正しく知ることが大切です。

《差別をなくすのは自分のためです》

人は幸せになるために生まれてきます。幸せになるため

には、幸せを妨げるものをなくさなければいけません。災害、病気、火事、犯罪、交通事故などさまざまな問題がありますが、差別もその一つです。差別をなくすことは、自分の幸せを守ることにつながるのです。

《子どもの目線を大切に》

素直な子どもの目線で社会を見ると、さまざまな矛盾が見えてきます。生まれた場所や住んでいる場所などを口実に、人の値うち差をつける部落差別は、最も愚かな矛盾です。

矛盾に気付いて自分の言葉で考える。その上で子どもに説明できないことを見直す姿

《あなたが変われば社会が変わります》

『差別をなくす』というと、壮大なイメージが先行し、ともしれば無力感に陥ってしましますが、私たちが「自分にもできることがある」と思えたとき、同和問題は解決へ向けて大きく動き出します。なぜなら、社会は私たち一人一人できていくからです。あなたが変われば社会も変わります。

自分を見つめましょう。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

なるほど！ ザ・Q&A

Q. 差別はまだあるのですか？

A. 確かに公然と差別的な言葉を使ったり、明らかに差別と分かるような身ぶりをする差別行為は少なくなっていますが、部落差別がなくなったわけではありません。就職や結婚に関する身元調査や、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みが行われるなど、その状況は潜在化、陰湿化しています。差別を受けても告白できない人も少なくありません。『いじめ』が表面化しにくいことと似ています。

Q. 差別は伊万里市でも起きているのですか？

A. 近年、本市で差別事件として取り上げられた事例はありませんが、市が平成27年に実施した『人権問題に関する市民意識調査』の結果の中に、潜在的な差別観念が根強く残っていることを垣間見ることができます。例えば『同和地区の人はどのようなときに差別されていると思いますか？』という問いに対して『結婚のとき』と回答した人が74.4%、『就職や職場でのつきあいのとき』と回答した人が43.6%といずれも高い数字を示しています。このように、多くの市民が同和地区の人に対する差別のまなざしを感じていることがうかがえます。

Q. なぜ、同和問題を繰り返し学習するのですか？

A. 社会にはさまざまな人権問題が存在します。差別の厳しさや被害を受けた当事者の苦しみに優劣をつけることはできません。ですが、同和問題が日本固有の人権問題であることを念頭に置くと、同和問題は日本人の『差別意識の根っこ』と言うことができます。したがって、同和問題の解決なくして、日本における人権問題の解決はあり得ないのです。このことから、市では同和問題に重点を置いた人権教育を展開しています。

私たちと一緒に学びませんか

市では『市人権・同和教育推進協議会』や『市人権・同和教育地域推進員』など市民の皆さんとの協働で、地域に密着した各種研修講座を開催しています。身近な研修講座に気軽に参加してみませんか。

市人権・同和教育推進協議会とは

同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目的に、市民の代表（区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、小・中学校PTAなど）で構成する人権啓発団体です。

市人権・同和教育地域推進員とは

市教育委員会が委嘱する、地域における人権・同和教育のリーダーです。各町（地区）に2名ずつ、市内で26名の推進員が活動しています。伊万里市独自の制度です。

《指導者育成講座》

- 地域における等身大のリーダーを育成しています。
- なるほど！ザ・じんけんゼミナール
- 輝く女性のための、ほっとたいむ

《地区巡回講座》

各行政区の公民館で、市民の皆さんと、同和問題をはじめさまざまな人権問題について語り合っています。

《PTA研修講座》

大人社会の潜在意識は、子どもの人間形成に大きな影響を与えます。小・中学校や保育所などでPTA世代の皆さんを対象にした研修会を展開しています。

《各種団体への出前講座》

老人クラブ、民生委員・児童委員、区長会など、地域と

のつながりが深い皆さんに出前講座をお届けしています。

《職場へのお出前講座》

市民の皆さんのライフスタイルに即した学習機会を提供するとともに、風通しの良い職場環境づくりをお手伝いしています。

《小・中学生の人権作品展》

12月の人権週間に、小・中学生の書道やポスター、標語などを展示しています。

《人権問題に関する市民意識調査》

これまでの取り組みの成果を検証し、今後の指針となる基礎資料を収集します（5年ごとに実施）。



研修講座に申し込んでみませんか？

サークルや職場へ『人権・同和教育指導員』を派遣しますので、気軽に申し込んでください。詳しくは生涯学習課へお問い合わせください。

■どこで開催してもいいの？

市内であれば、ご希望の場所へ派遣します。（個人宅は除きます）

■いつでもいいの？

土・日・祝日も派遣します。（12月29日～1月3日は除きます）1回あたり30分～2時間程度でお願いします。

■どんな研修内容？

同和問題をはじめ、さまざまな人権問題についてお話しします。要望に応じて、啓発映画などの視聴覚教材を使用することもできます。

■研修の費用は？

講師の交通費や謝礼などは一切不要です。ただし、会場使用料などは依頼者で負担してください。

■申込方法は？

生涯学習課（☎3186）までお電話ください。できるだけ希望の日時に講師を派遣します。

私たちが
人権・同和教育指導員です！

